

幼保連携型認定こども園「直島幼児学園」の入園について

(1) 入園の受付

区分	受付期間	受付場所
翌年度4月からの入園 ・新規に入園希望の方 ・現在入園している方	毎年10月上旬頃	・直島幼児学園 (開園時間内のみ) ・直島町教育委員会 (8:15~17:00 ※平日のみ)
年度途中から入園希望の方	事前にお問合せください。	

(2) 入園申込に必要な書類(継続児童も必要)

○入園申込書兼支給認定申請書

○保育を必要とする事由が確認できる書類

・就労証明書(世帯全員のもの)など

○保育料・給食料算定に必要な書類(1月1日時点で直島町に住民登録がなかった方のみ)

・前年度課税証明書(4月~8月分の保育料・給食料算定に必要)

・当年度課税証明書(9月~3月分の保育料・給食料算定に必要)

※ 必要書類については、事前にご確認ください。

(3) 入園申込における注意点

入園申込ができるのは、直島町に居住し、住民登録をしている世帯の子どもです。

定員に余裕がない時などには、入園をお待ちいただく場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

(4) 支給認定について

直島幼児学園の利用を希望する方は、「支給認定」を受ける必要があります。

認定区分は「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」の3区分で、保育を必要とする事由に該当する場合は、子どもの年齢に応じて「2号認定」または「3号認定」を受けることとなります。

「2号認定」または「3号認定」を受ける場合には、直島幼児学園の設定する利用時間において「保育標準時間」(18:00までの利用)または「保育短時間」(16:30までの利用)のいずれかの認定を受けていただきます。

これらの認定区分・利用時間の設定は、子どもの保護者について、保育を必要とする事由に該当するかを確認し、認定の可否を決定します。

年齢	保育の必要性	支給認定区分	
満3歳以上	なし	1号	教育標準時間
	あり	2号	保育標準時間 保育短時間
満3歳未満	あり	3号	保育標準時間
			保育短時間

保育を必要とする事由	利用できる時間		確認書類
	保育標準時間	保育短時間	
就労 ※1月あたり48時間以上の就労	実態に応じて認定		<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 内職等の場合は仕事内容が確認できる書類
妊娠、出産 ※出産予定日の6週間前の日から 出産後8週間を経過する日まで		○	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳
疾病、障がい	実態に応じて認定		<ul style="list-style-type: none"> 診断書等
介護、看護	実態に応じて認定		<ul style="list-style-type: none"> 診断書等
災害復旧	○		<ul style="list-style-type: none"> 被災証明書等
求職活動 ※90日を経過する日まで		○	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動が確認できる書類
就学 ※保護者の卒業・終了予定日が 属する月末まで	実態に応じて認定		<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書等
虐待、DV	○		<ul style="list-style-type: none"> 公的機関が発行する事実を証明できる書類
育児休業取得時に既に保育を利用している場合 ※継続利用が必要と認める期間		○	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業が確認できる書類

※「保育標準時間」の認定要件を満たす場合でも、「保育短時間」を希望する場合は「保育短時間」の認定を受けることが可能です。

※保護者それぞれの要件を確認しますが、どちらかが「保育短時間」の要件に該当する場合は、「保育短時間」での認定となります。

※「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、確認書類に基づいて行いますので、必ずしも希望する利用時間の認定がなされるとは限りません。

(5) 利用者負担額（保育料）について

令和元年10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が実施され、3歳児クラスから5歳児クラスに在籍する子ども（1号認定子ども・2号認定子ども）の保育料は0円となります。

また、0歳児クラスから2歳児クラスに在籍する子ども（3号認定子ども）のうち市町村民税非課税世帯の子どもの保育料も無償化の対象となります。

3号認定子どもの保育料は保護者の所得（市町村民税課税額）によって決まります。

4月分から8月分の保育料は前年度の市町村民税額、9月分から3月分の保育料は当年度の市町村民税額をもとに決定します。

なお、保育料算定の税額には、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等の税額控除は適用されません。

※ 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

(6) 給食料（主食費・副食費）について

「幼児教育・保育の無償化」により、給食料のうち副食（おかず、おやつ等）部分の費用について、取り扱いの変更が行われました。

世帯の課税状況（課税額の算定方法は保育料と同じ）や子どもの数によって副食費の負担軽減があります。

区 分	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
給食料 月額	4,600円 <<内訳>> 〔主食費 1,000円〕 〔副食費 3,600円〕	6,000円 <<内訳>> 〔主食費 1,300円〕 〔副食費 4,700円〕	取り扱いに 変更なし
負担 軽減	以下の場合、副食費のみ免除		〔主食費・副食費 ともに保育料に 含まれています。〕
	町民税所得割課税額 77,101円未満の世帯	町民税所得割課税額 57,700円未満の世帯	
	第3子以降 ※小学校3年までの お子さんのうち、 上から3人目以降	第3子以降 ※小学校入学までの お子さんのうち、 上から3人目以降	